

「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(案)」について

1. 報酬および費用の基準について

本来、本件訴訟制度の対象になるものは、個々の消費者の授権を受けない特定適格消費者団体が提起する共通義務存在確認の訴えにおいて事業者側に共通義務が認められ、第二段階において債権の届出とその認否が行われれば速やかに被害回復が見込めるものとなっているはずである。よって、被害回復関係業務にかかる費用のうち大半は債権届出までの間にかかるものであることが推測される。債権届出までに要した弁護士費用含む費用を消費者に負担させただうえで、さらに回収額の50%未満までを報酬・費用に充てることができる」とすると、少額案件でない場合や、手続に参加する消費者の数が多き場合は、特定適格消費者団体に余剰金として残ることになる。そのような余剰金が多くなる状況は本制度の趣旨に照らすと適切ではないことから、本ガイドライン案にあるとおり、手続参加のための費用負担と、債権届出よりあとの報酬・費用の負担について業務規程にその基準や考え方を明確にしておく必要があると考える。

なお、通常、自らが負担した費用が他の消費者の費用に充てられることを消費者は想定していないと考えられることから、法第25条第1項の規定による通知及び法第32条の規定による説明において報酬および費用について消費者に説明する際は、報酬が他案件の費用に充てられる可能性についても説明すべきであると考えられる。

2. 業務規程の記載事項について

情報提供業務の実施の際に考慮する項目として「当該事業者の対応状況」が挙げられていたり、「不当な目的のみだりに」を判断する際の考慮要素として「事業者との事前交渉の有無や内容」が挙げられていることは評価するが、それらは被害回復裁判手続の実施について決定するにあたり、考慮すべき要素であるから、業務規程にもそれらを記載すべきである。

よって、「被害回復裁判手続に関する業務の実施の方法に関する事項」について、「消費者の被害に関する情報を分析して被害回復裁判手続の要否及びその内容について検討を行い、被害回復裁判手続の実施について決定する方法」が挙げられているか、「消費者の被害に関する情報や事業者の対応状況を分析して被害回復裁判手続の要否及びその内容について検討を行い、被害回復裁判手続の実施について決定する方法」とし、事業者との事前交渉や事業者の対応状況の考慮がなされることを明示すべきである。

3. 「不当な目的でみだりに」の考え方について

「単に特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟に敗訴したことのみをもって当該訴えが『不当な目的でみだりに』提起されたと評価されるものではない」との記載があるが、複数の共通義務確認訴訟を提起していながら全てにおいて共通義務が認められなかったような場合には、案件の選定に問題がある可能性があることから、訴えの提起の数と敗訴の割合は「不当な目的でみだりに」の判断要素として考慮すべきである。

4. 監督について

適合命令及び改善命令について、その対象として、「消費者の被害の防止及び救済に資することを目的とせず、事業者その他の者を誹謗・中傷し又は特定の事業者による営利事業の広告若しくは宣伝をすることを目的として、消費者に対する情報の提供を行うこと」及び「いわゆる『事件漁り』」を具体例として挙げていることを評価する。消費者の泣き寝入りを救済するという当初の目的に照らし、実際に多数の消費者へ同様の被害が生じているという事実をもって案件を選定すべきであると考えらる。

報酬及び費用等についての監督について、不適切な事件の選定がなされていないかを考慮することに賛成する。

監督に際しては、理念的な責務規定や定性的な情報に基づく考察だけでは客観的な判断ができないことから、共通義務確認訴訟提起時に想定した対象消費者の人数と実際に手続きに参加した消費者の人数、その後対象消費者として確定した人数や、共通義務確認訴訟の提起総数と敗訴数の割合など、数値を可視化して、他の特定適格消費者団体と状況を比較するなどして、適合命令や改善命令、あるいは本制度の見直しなどに役立てるべきである。

以 上